

特集 I

2024年公益法人 制度改革の概要 ～趣旨・概要・制度の 切り替わり～

税理士：小松原 稔通

税理士：阿保 宗典

目次	次
1 はじめに 6	(3) 行政手続の簡素化・合理化 12
2 2024年公益法人制度改革の経緯・趣旨 7	(4) 自律的ガバナンスの充実、透明性の向上 13
(1) 経緯 7	4 制度の切り替わり 14
(2) 趣旨 7	(1) 定期提出書類の提出と公表 14
3 制度改革の概要 9	(2) 定期提出書類の切り替わり 14
(1) 概要 9	5 むすびに 17
(2) 財務規律の柔軟化・明確化 9	

1 はじめに

2024年通常国会において「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）」の改正が成立、2025年4月から施行された。この法改正に伴う新制度のものとして2024年12月20日に

新しい「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）^{*1}」及び「公益法人会計基準等」が決定された。

そこで本稿では、2024年公益法人制度改革の趣旨、概要及び制度の切り替わりについて解説する。

^{*1} 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）内閣府公益認定等委員会、内閣府大臣官房公益法人行政担当室」は、平成20年4月に最初のものが公表され、新制度施行に伴い令和6年12月に改訂版が公表されている。この令和6年12月改訂版（以下「新ガイドライン」という。）は、「ガイドラインを見れば全部わかるという形にしようということ」（「公益・一般法人」No1105（全国公益法人協会）「特別インタビュー 内閣府事務局長高角健志氏 公益二法の施行に向けて」より）で244ページもある大変分厚いものとなっている。

2 2024年公益法人制度改革の経緯・趣旨

(1) 経緯

公益法人制度は、1896年（明治29年）の民法制定により創設されたが、民法制定以来100年以上制度の基本的見直しが行われてこなかった。公益性の判断が不明確で各省庁において統一されていないなど制度への様々な批判もあったことから、行政改革の一環として公益法人制度改革関連三法^{*2}が2006年（平成18年）に制定、2008年12月に施行され、現行の制度となった。

このときの制度改革によって、従来は、主務官庁の許可主義により、法人格の取得と公益性の判断（税制上の優遇措置）が一体となっていたところ、法人格の取得と公益性の判断が分離され、準則主義により登記で簡便に設立できることとなり、公益性の判断は法定の明確な基準のもと行政庁（内閣府及び都道府県）が担うことになった。この2008年の制度改革施行後、公益法人は年々増加し、その数は、2022年12月時点で9,672法人（前年から32法人増加。公益社団4,171法人、公益財団5,501法人）、2023年12月時点で9,711法人（前年から39法人増加。公益社団4,162法人、公益財団5,549法人）となっており^{*3}、民間における「公」の主たる担い手となっている。

しかし、現在でも行政庁の公益性の判断は必ずしも統一されておらず、行き過ぎた

指導があるとの公益法人からの声があるなど、様々な課題が指摘されている。内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下に置かれた「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」最終報告 令和5年6月2日（以下「有識者会議最終報告」という。）において次のように指摘されている。「新制度発足から十数年を経た現在、公益法人制度とその運用をめぐる諸課題を克服し、新しい資本主義の下、社会の変化等に柔軟に対応し多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改革が必要である。」

そこで、岸田内閣の下「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）」に公益社団・財団法人制度改革が盛り込まれ、2024年に認定法の改正が成立し、2025年4月から施行された。

(2) 趣旨

認定法の第1条には、法律の目的として次のように記載されている。

「この法律は、（中略）民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、（中略）公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。」

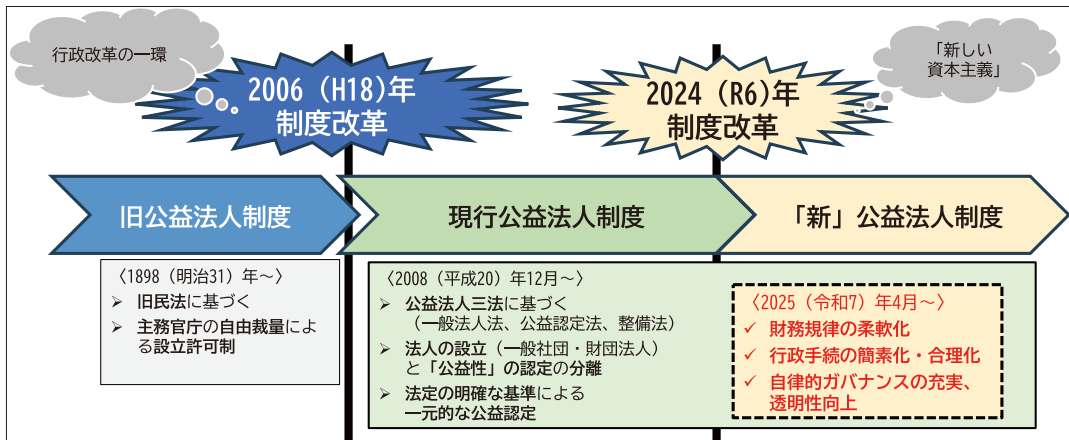
「公益法人information^{*4}」に掲載されて

^{*2} 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法を指す。

^{*3} 「令和4年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」～概要～」(令和5年12月19日 内閣府)「令和5年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」～概要～」(令和6年12月19日 内閣府)

^{*4} 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト公益法人information
<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

図表 1 公益法人制度の変遷



（出典）「新しい公益法人制度説明資料（令和 7 年 3 月 24 日版）」 4 頁から抜粋

いる内閣府大臣官房公益法人行政担当室による「新しい公益法人制度説明資料」（以下「説明資料」という。）においては、「公益法人として認められるための基準を見直し、経営の自由度を高めつつ、自律的なガバナンスを充実」すべきとあり、今回の2024年公益法人制度改革の改正のポイントとして次の3点が掲げられている*5。

- ① 「財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）」
 - ・主に収支相償原則・遊休財産規制の変更
 - ② 「行政手続の簡素化・合理化」
 - ・収益事業等の変更は届出で可能になる
 - ③ 「自律的ガバナンスの充実、透明性の向上」
 - ・外部理事・監事の導入
 - ・3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則化
- 以下、上記ポイントを少し解説する。
- ①については、「説明資料」では、現行

制度に対する公益法人からの不満として「『儲けてはいけない、ため込んではいけない』というルールのおかげで資金の有効活用や積極的な事業拡大がしにくい」との声があり、今回の改革では「公益目的事業の収支黒字を将来の活動拡大により使いやすくするために収支相償原則を見直し」、「必要な資金を確保しやすくするために遊休財産規制を見直し」たと説明している。

また、③について、「説明資料」では「透明性の向上」として区分経理の原則化が挙げられているが、「新ガイドライン」では、さらに「行政庁は、（中略）公益法人から提出を受けた財産目録等（中略）を公表するものとする」（認定法22②）と指摘しており、「公益法人は、（中略）その活動により、公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することが期待されており、税制上の優遇措置の下、国民や企業からの寄附等の支援を受けている」こうした期待に応えていくためには「財務状況や事業運営

*5 「説明資料」 4 ～ 10 頁

について、適正に説明責任を果たし、（中略）運営における透明性の確保に取り組むことが求められる」と説明している。

3 制度改革の概要

(1) 概要

「説明資料」によれば、公益法人制度改革は、「財務規律の柔軟化・明確化」、「行政手続の簡素化・合理化」、「自律的ガバナンスの充実、透明性の向上」の3つのポイントがあり、本稿ではこれらについて解説する。

(2) 財務規律の柔軟化・明確化

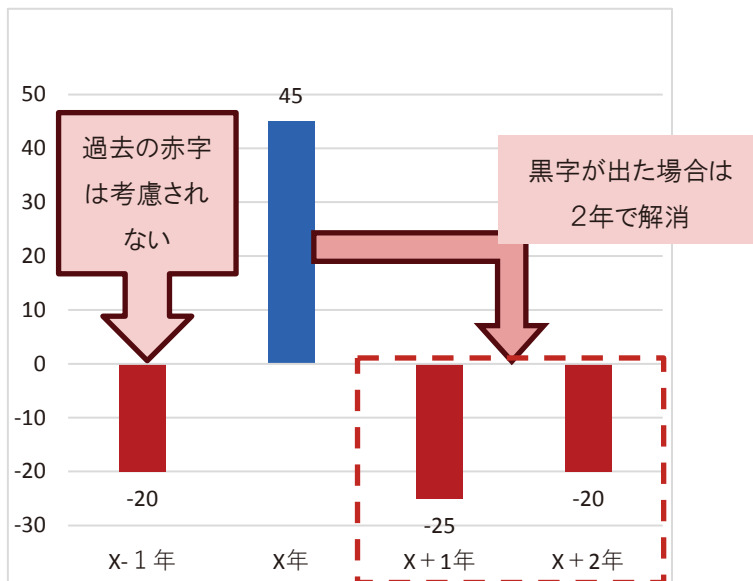
イ 収支相償原則の見直し

収支相償とは、これまで公益法人が遵守する必要があった財務基準の一つであり、公益法人が行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を超えないと見込まれることをいう^{*6}。この収支相償制度が、今回の改正により、中期的収支均衡という制度に見直されることとなった。

図表 2

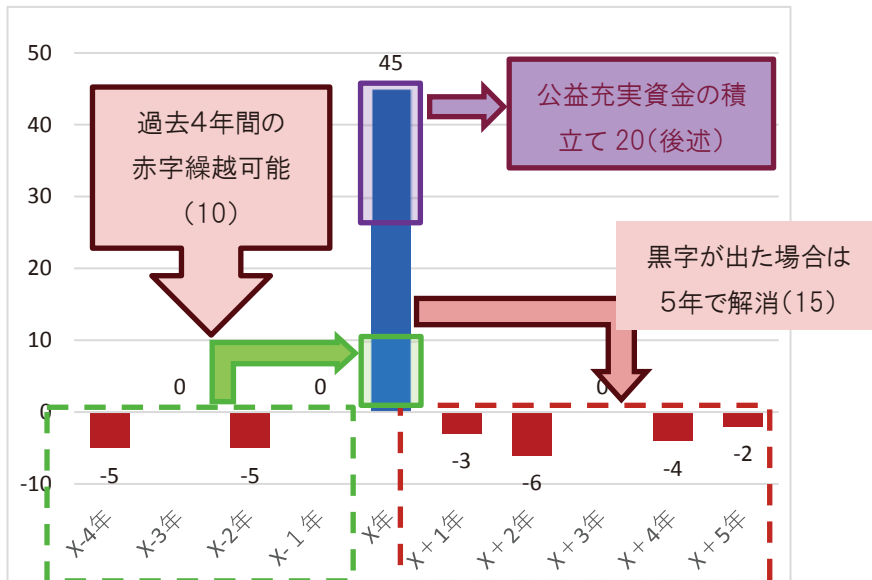
改正前（収支相償）……図表 3	改正後（中期的収支均衡）……図表 4
・ 黒字は2年間で解消 ・ 過去の赤字とは通算不可 ・ 各公益目的事業単位でも判定	・ 黒字は5年間で解消 ・ 過去4年間の赤字と通算可 ・ 公益目的事業全体で中期的収支均衡を判定

図表 3 収支相償イメージ



*6 認定法第5条第6号

図表4 中期的収支均衡イメージ



従来は、収支の比較を個々の公益目的事業ごとに行っていたが、その判定単位は公益目的事業全体のみとなり、期間は2年から5年になるなど判定の単位・期間ともに緩和されることとなるため、現在、収支相償を満たす公益法人は、中期的収支均衡も満たすことになる。今後は、より柔軟な公益事業運営が可能になることが期待できる。

ただし、令和7年4月1日以降に開始する事業年度の赤字から通算可能となるため、現行制度下の黒字は、現行制度のルールで

解消する必要がある、発生から2年で解消しなければならない点は注意が必要である。

□ 公益充実資金の創設

財務規律に関係する積立資金としてこれまで特定の事業実施のための「特定費用準備資金」と、特定の資産取得のための「資産取得資金」という2つの制度が存在していたが、公益法人がより柔軟な運営ができるように下記の通り見直しされることとなった。

図表5

改正前（2つの制度）	改正後（公益充実資金に統一）
・ 特定費用準備資金と資産取得資金という2つの制度が存在 ・ 各目的で資金を管理	・ 特定費用準備資金と資産取得資金を統合し、公益充実資金とする ・ 複数目的のための1つの資金として管理できる

改正前は目的ごと（事業ごと、資産ごと）に資金が管理されていたため、事業・資産をまたいだ資金流用が出来ず、また、

「特定費用準備資金」の積立額は収支相償の判定上、費用とみなされるが、「資産取得資金」の積立額は原則、費用とみなされ

ない^{*7}等、活用しにくい部分も多かった。これを、複数目的のための一つの資金「公益充実資金」として管理することとし、限度額の範囲内での目的変更（事業の変更、事業実施から資産取得への変更）を可能にし、中期的収支均衡判定において公益充実資金の積み立ては費用とみなすという改正が行われた。

なお、従来の「特定費用準備資金」と「資産取得資金」は、公益目的事業だけでなく公益目的事業以外でも適用できる制度であったが、新制度の公益充実資金に整理されるのは公益目的事業の「特定費用準備資金」と「資産取得資金」であるため、公益目的事業以外の「特定費用準備資金」と「資産取得資金」は、これまで通り残るこ

ととなる。

また、現在の公益目的事業に係る「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」は「公益充実資金」に移行することとなるので、新制度施行後に開始する最初の事業年度終了後の事業報告時の新様式書類に、その旨記載する必要がある。

ハ 遊休財産規制の見直し

遊休財産規制とは、これまで公益法人が遵守する必要があった財務基準の一つであり、毎事業年度末において保有する遊休財産額が、各年度の公益目的事業会計における経常費用額を超えてはならないことをいう^{*8}。この制度が「使途不特定財産規制」という制度に見直しされることとなった。

図表 6

改正前（遊休財産規制）	改正後（使途不特定財産規制）
・使途の定まっていない財産保有は、当該事業年度の公益目的事業費の額を上限とするという遊休財産規制があった。	・上限を公益目的事業費の過去5年間の平均額に見直し、「使途不特定財産規制」に改正。 ・別枠で「公益目的事業継続予備財産」の保有が可能。

新型コロナウイルス感染症等の突発的な理由により、例年並みの事業を実施できなかった場合には、保有の認められる上限額が急激に変動することや、上限額となる当該事業年度の事業費が事業年度末まで確定しないことなど、変化の激しい時代において、法人にとって予見可能性が低い枠組みとなっていることが問題点として指摘されており^{*9}、それが今回の改正により、上

限額が公益目的事業費の5年間の平均額に見直されることとなった。なお、旧制度下での公益法人としての実績が5年分なく、例えば3年分しかない場合には、3年分の実績により上限算定の基礎とする。

また、使途不特定財産であっても使途不特定財産額の保有制限の算定上控除することができるものとして「公益目的事業継続予備財産」が創設された。当該財産の活用

^{*7} 収益事業等からの利益を50%超、公益目的事業財産に繰り入れる場合には、資産取得資金の積立額について、費用に算入することが可能

^{*8} 認定法第5条第9号を抜粋、加工

^{*9} 有識者会議最終報告 4頁

としては、「高額な機器で研究を行う法人が地震による機器の破損に備える」「演奏会を行う法人が感染症のまん延による演奏会の開催中止及び中止期間の固定費の支払いに備える」という例示が挙げられており^{*10}、公益目的事業継続予備財産を保有する必要性について合理的に説明できる必要

がある。

(3) 行政手続の簡素化・合理化

公益法人が社会変化に応じて、柔軟・迅速な事業展開ができるように、下記の通り、見直しされることとなった。

図表 7

項目	改正前	改正後
事業変更	・ 申請書記載事項の変更を伴うものは変更認定申請が必要	・ 収益事業等の変更を届出化 ・ 公益目的事業の変更のうち、「軽微な変更」の範囲を拡大し、届出化
申請書の記載	・ 申請書に事業内容について、詳細に記載	・ 申請書に記載すべき事項を明確化、簡素化
欠格事由	・ 認定取り消しを受けた場合、5年間公益認定を受けることが出来ない。	・ 自発的な申請による認定取り消しの場合を、公益認定を受けることが出来ない場合から除外

「収益事業等の内容の変更」や「事業の一部廃止・統合・再編等」が変更届出で対応できることとなった。届出で事業変更可能な範囲を拡大したことで、公益法人が自らの判断で柔軟・迅速な事業展開ができるようになると考えられる。

また、公益目的事業の申請書の記載について簡素化、合理化が行われる。例えば、事業の対象者を特定する必要はあるが具体的な参加者数までは記載不要であるとした

うえで、コンセプトを記載するように要求し、細かな見直しの都度、記載内容の変更が発生しないように整理することで、今後は変更認定申請に該当しないこととなる。実務面では、これが最も影響が大きいと考えられる。

また、これまで認定法第6条各号において、以下の6つが公益法人の欠格事由として挙げられていた。

第1号	公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者等が理事・監事・評議員である場合
第2号	公益認定の取り消しの日から5年を経過しないもの
第3号	定款や事業計画が法令又は法令に基づく行政庁の処分違反
第4号	事業上、必要になる許認可を受けることが出来ないもの
第5号	滞納処分の執行又は終了の日から3年を経過しないもの
第6号	暴力団員等がその事業活動を支配するもの

^{*10} 「説明資料」29頁

今回の改正では、法人の経営判断による公益法人、一般社団・財団法人間の転換容易化の観点から^{*11}、第1号と第2号の欠格事由について図表7で記載した見直しがされた。

(4) 自律的ガバナンスの充実、透明性の向上

イ 自律的ガバナンスの充実

法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、下記の通り、見直しされることとなった。

図表 8

項目	改正前	改正後
各理事・各監事	・特別利害関係にある者が、理事・監事それぞれで3分の1を超えないこと	・左記に加え、 外部理事・監事を最低1名設置 （収益及び費用・損失が3,000万円未満の 小規模法人は外部理事について適用除外 ） ・理事・監事間で特別利害関係がないこと
会計監査人	・負債が50億円以上、又は収益・費用・損失が1,000億円以上の場合に設置	・負債が50億円以上、又は収益・費用・損失が 100億円 以上の場合に設置

ここでいう外部とは、過去10年間当該法人・子法人の業務執行理事・使用人（≡社団・財団の直接の関係者）で無かった者というだけではなく、社団の社員が法人の場合及び財団設立者が法人の場合には、その法人・子法人の役員・使用人でない者という要件も付されている。よって原則として、設立に関与した会社のグループ会社以外から、公益財団・社団の理事・監事を選任する必要がある。ただし、収益及び費用・損失が3,000万円未満の小規模法人であれば、外部理事の設置は必要ない（小規模法人であっても外部監事は設置が必要なので注意

が必要）。

また、公益法人への信頼確保の観点から、法人におけるガバナンスを充実させる必要があり、上記図表8の通り、会計監査人設置の適用除外の基準を引き下げることとなった。

ロ 透明性の向上

公益法人が、より国民からの信頼、協力を得られる存在として更なる発展を遂げるために、財務に関する情報の開示等の責務を果たすべく、下記の通り、見直しされることとなった。

*11 有識者会議最終報告 6頁

図表 9

項目	改正前	改正後
定期提出書類の開示	財産目録等について、請求があれば閲覧に供する	左記に加え、 財産目録等の範囲を拡大 した上で、行政庁で 公表
開示情報の拡充	役員報酬の支給規程及び支給総額を開示	2,000万円を超える役員報酬についてその額・理由、海外送金、リスク軽減策の有無を開示情報に追加

財産目録等^{*12}に当たる書類はすべて行政庁で公表され、また事業計画・事業報告時だけではなく、事業変更等の際の財産目録等に当たる書類はいずれも公表されることとなった。

また報酬規程のみでは、各役員の報酬額が分からず、役員報酬が「不当に高額」と言えるかどうか判断が難しかったため、公表事項に「理事・監事等ごとの報酬等の総額」及び「役員報酬が2,000万円を超える役員について、金額及びその額の必要性」が追加されることとなった。

役員報酬以外にも、非営利法人がテロ資金供与に巻き込まれる可能性の指摘も踏まえ^{*13}、「海外送金の有無」及び「テロ資金供与等のリスク軽減策の有無」について新たに開示が要求されることとなった。

このほか、一部の法人のみに要求されていた区分経理を、原則すべての法人に要求することや、関連当事者との取引の有無を事業報告時の書類「事業活動に関する重要な事項」に記載することが必要になり「関連当事者」の範囲が拡大されるなど、透明性を高めるための見直しが行われることとなった。

4 制度の切り替わり

(1) 定期提出書類の提出と公表

「定期提出書類」とは、公益法人が定期的に作成し行政庁に提出することが義務付けられている書類のことであり、事業計画時の提出書類と事業報告時の提出書類の2種類がある（認定法22①、認定規則56、57）。これらの書類については、現行制度では、請求があった場合には、行政庁は閲覧又は謄写をさせなければならないとされているが、**新制度が適用される2025年4月1日以降は、対象書類が一部拡大されたうえで、すべて行政庁で公表するとされており（認定法22②）、留意されたい。**

(2) 定期提出書類の切り替わり

新制度は2025年4月1日以降に適用され、これ以降に提出する定期提出書類については、新様式となる。また、新制度の適用を受け、新しい「公益法人会計基準」が、2025年（令和7年）4月1日以降に開始する事業年度から適用される。ただし、2028年（令和10年）3月31日までに開始する事業年度までは、従前の会計基準も適用可能

^{*12} 認定法第21条第4項において、誰でも財産目録等を閲覧請求ができる旨定めている。財産目録等とは、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、財産目録、役員等名簿、役員報酬規程、キャッシュフロー計算書、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、定款、社員名簿、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を指す。

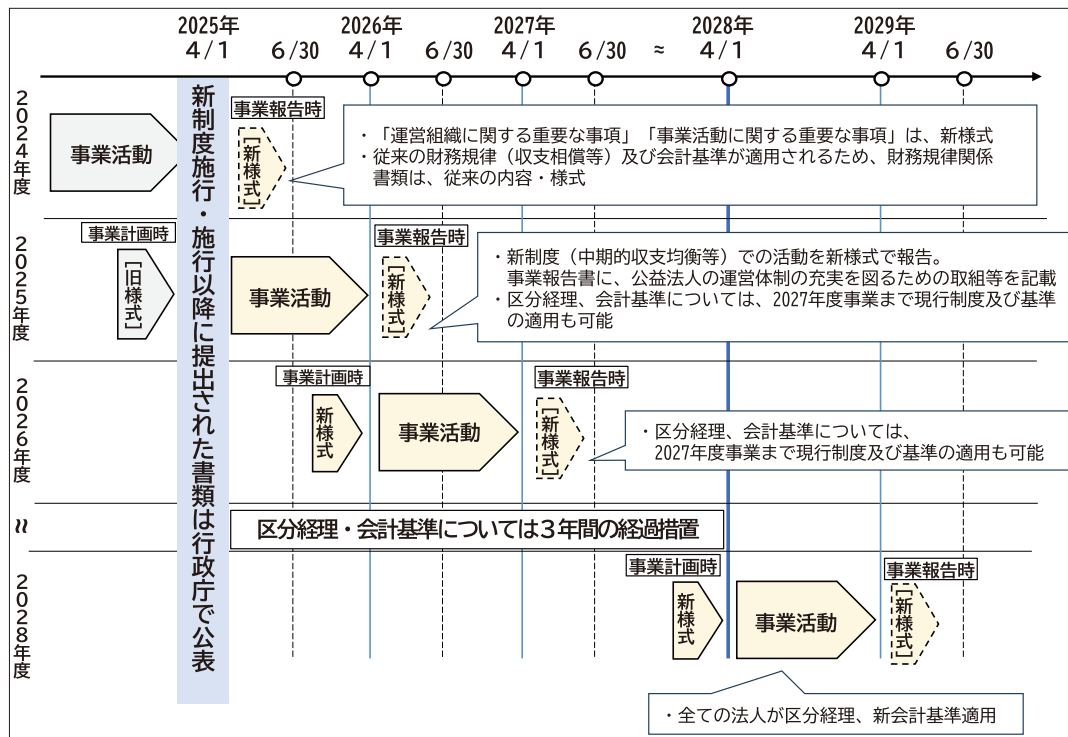
^{*13} 認定NPO法人ではすべての海外送金の金額・使途・実施日について書類を備え置き、閲覧に供することになっている（特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項第7号）。

とされている。

として定期提出書類の切り替わりについて
時系列で解説する。

以下では、事業年度が4月1日からその翌年3月31日までとなっている法人を前提

図表10 定期提出書類の切り替わり



(出典) 「説明資料」71頁から抜粋

イ 2025年度（令和7年度）事業計画時の
提出書類

2025年度（令和7年度）事業計画及び収

支予算書は、2025年3月31日までに作成提出することから新制度適用前であるため、旧様式で提出する。

図表11

現行

●令和7年3月31日までに提出の事業計画時の書類(令和7年度事業の計画)

事業計画書
収支予算書
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
理事会等の承認を証する書類

・赤枠の書類が財産目録等に該当し、行政庁における閲覧又は
謄写の請求対象

・制度改正後の事業年度に關しての「事業計画書」「収支予算書」
ではあるものの、従前と同じ書類を作成

※ ただし、提出遅延により、これらの書類が令和7年4月1日以降に
行政庁に提出された場合は、「事業の内容」を作成、提出の必要が生じ、
全ての提出書類が、公表される。

(出典)「説明資料」75頁から抜粋

□ 2024年度(令和6年度)事業報告時の 提出書類

2024年度(令和6年度)事業報告及び計算書類等^{*14}の事業年度開始は2024年4月1日で新制度適用前であるため、従来様式で作成し、財務規律適合性を判定する別表A、B、Cも従来様式となる。また、別表Hも作成する。

図表12 2024年度事業報告時の提出書類

事業報告等に係る提出書	
① 財産目録	
② 役員等名簿(令和6年事業年度末日における役員等記載)	
③ 報酬等支給基準	
④ キャッシュ・フロー計算書	
⑤' 運営組織に関する重要な事項(⑥+⑫+新規事項)	
⑥' 事業活動に関する重要な事項(⑤の一部+⑪+新規事項)	
⑦ 事業・組織体系図(⑤'の添付書類に)	
⑧ 別表A 収支均衡	
⑨ 別表B 公益目的事業比率	
⑩ 別表C 遊休財産額	
⑪ 別表F 費用額の配賦	
⑫ 別表H 公益目的取得財産残額	
○ 特定費用準備金について備置き・閲覧等事項を記載した書類	
○ 資産取得資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類	
○ 指定寄附資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類	
⑬ 社員名簿	
⑭ 貸借対照表及びその附属明細書	現行では作成・備置き等のみ求められている、3つの○書類についても行政庁に提出
⑮ 損益計算書及びその附属明細書	
⑯ 事業報告及びその附属明細書	
⑰ 監査報告	
⑱ 会計監査報告	
⑲ 確認書(国税)・納税証明書(地方税)	
⑳ 社員資格得喪の細則	
㉑ 会員等に係る細則	
㉒ 寄附の用途の特定内容が分かる書類	

(出典)「説明資料」73頁から抜粋

ただし、新様式として「運営組織に関する重要な事項」及び「事業活動に関する重要な事項」を作成する(認定法21②四、同22、認定規則46①二及び三)。現行の「別紙3 法人の事業」は廃止される。

上記図表12の「⑤'運営組織に関する重要な事項」は、現行の「別紙2 法人の基本情報及び組織」に現行の「別表E 経理的基礎」を統合したものであり、新規事項として「理事、監事、評議員それぞれの報酬等の総額」及び「法人から受ける財産上の利益が2,000万円を超える者について、その額及び必要の理由」が追加されている(認定法22①、認定規則46①二及びハ)。

また「⑥'事業活動に関する重要な事項」は、現行の「別紙1 運営組織・事業活動の状況」の一部(寄附・金融資産・資産、負債及び期末純資産)に、現行の「別表D 意思決定関与財産」を統合したものであり、新規事項として「関連当事者との取引の有無」及び「海外への送金等取引の有無及びリスク軽減策の有無」が追加されている(認定規則46①三ホ及びヘ)。

なお、2025年4月1日以降に行政庁に提

^{*14} 計算書類は、貸借対照表及び損益計算書をいい(一般法人法123②)、これらの附属明細書や注記なども含めて計算書類等ということとする。

出された図表12の赤枠で囲われた書類は、行政庁の公表対象となる（認定法22②）。これは、以下の図表13及び14も同じである。

ハ 2026年度（令和8年度）事業計画時の提出書類

2026年度（令和8年度）事業計画及び収支予算書は、2026年3月31日までに作成提出しなければならない。そのため、新しい様式となる。収支予算書は、決算時の損益計算書と同様に3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）が必要となるほか、事業ごとの内訳も記載する。

また、事業報告時に提出していた「事業の内容」が、事業計画時の提出へと変更になる（認定法21①、認定規則45四）。この「事業の内容」には、提出時点で認定されている事業の内容をそのまま記載すること（システム上既存書類の流用処理することなど）が予定されている。

図表13 2026年度事業報告時の提出書類

事業計画書
収支予算書
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
事業の内容（「公益目的事業の種類及び内容」と「収益事業等の内容」）
・事業の一覧
・公益目的事業の種類及び内容
・事業の公益性について（公益目的事業のチェックポイント該当性）
・収益事業について
・その他事業について
理事会等の承認を証する書類

（出典）「説明資料」75頁から抜粋

ニ 2025年度（令和7年度）事業報告時の提出書類

2025年度（令和7年度）事業報告及び計算書類等は、事業開始が2025年4月1日で

あり新制度適用後になるため、新しい様式となる。「事業報告」には「公益目的の実施状況」及び「運営体制の充実のための取組（ガバナンス事項）」を記載する必要がある（認定法21④、認定規則53）、計算書類等は、原則、新しい公益法人会計基準の様式となる。別表A、B、Cも新様式となり、別表Hは作成不要となる。

図表14 2025年度事業報告時の提出書類

事業報告等に係る提出書
① 財産目録
② 役員等名簿（令和7年事業年度末日における役員等記載）
③ 報酬等支給基準
④ キャッシュ・フロー計算書
⑤' 運営組織に関する重要な事項（⑥+⑫+新規事項）
⑥' 事業活動に関する重要な事項（⑤の一部+⑪+新規事項）
⑦ 事業・組織体系図（⑤'の添付書類に）
⑧' 新別表A 中期的収支均衡
⑨' 新別表B 公益目的事業比率（⑬の内容が統合）
⑩' 新別表C 使途不特定財産額
⑭ 別表H 公益目的取得財産残額
○ 公益充実資金の取崩方法についての定め等（新規事項）
○ 特定費用準備金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
○ 資産取得資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
○ 指定寄附金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
⑮ 社員名簿
⑯ 貸借対照表及びその附属明細書
⑰ 損益計算書及びその附属明細書
⑱ 事業報告及びその附属明細書
⑲ 監査報告
⑳ 会計監査報告
㉑ 確認書（国税）・納税証明書（地方税）
㉒ 社員資格対表の細則
㉓ 会員等に係る細則
㉔ 寄附の使途の特定内容が分かる書類

（出典）「説明資料」74頁から抜粋

5 むすびに

今後の公益法人は、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応し、新たな事業展開にチャレンジして新たな社会的価値を創造し、成果として社会的インパクトを創出していくことが期待されており^{*15}、それを踏まえたうえで今回の公益法人制度改革が行われた。

公益法人が運営しやすくなるように財務

*15 有識者会議最終報告 2頁

面や手続き面で、合理化・簡素化が行われる一方、公益法人の信頼性向上の為に、ガバナンス強化が行われるなど、メリハリが効いており、よく考えられた改正であると言えるのではないだろうか。例外は勿論あるだろうが、現行のほとんどの公益法人に

とって、理解・納得しやすい改正であると思われる。

2026年4月に改正予定の「公益信託制度」とあわせ、民間による公益活動が今後、より活性化することを期待したい。



小松原 稔通
(こまつばら・としみつ)

野村資産承継研究所
主任研究員

- ◆**経歴** 不動産会社勤務、大原簿記学校税理士講座専任講師、会計事務所勤務を経て現職。税理士
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員



阿保 宗典
(あぼ・むねのり)

野村資産承継研究所
主任研究員

- ◆**経歴** 慶應義塾大学経済学部卒業。専門学校で講師を経験したのち、税理士法人山田&パートナーズにて税理士業務、コンサル業務に従事。2020年4月株式会社野村資産承継研究所に入社。税理士。
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員